

筑後市農村振興基本計画策定に伴う意見募集結果

1. 意見等の募集期間 令和2年7月13日（月）～令和2年8月3日（月）
2. 計画案の公開場所 市ホームページ、市役所本庁舎総合案内窓口、市立図書館、水路課
3. 意見提出数 6件（1人） 意見提出方法の内訳：電子申請 1人

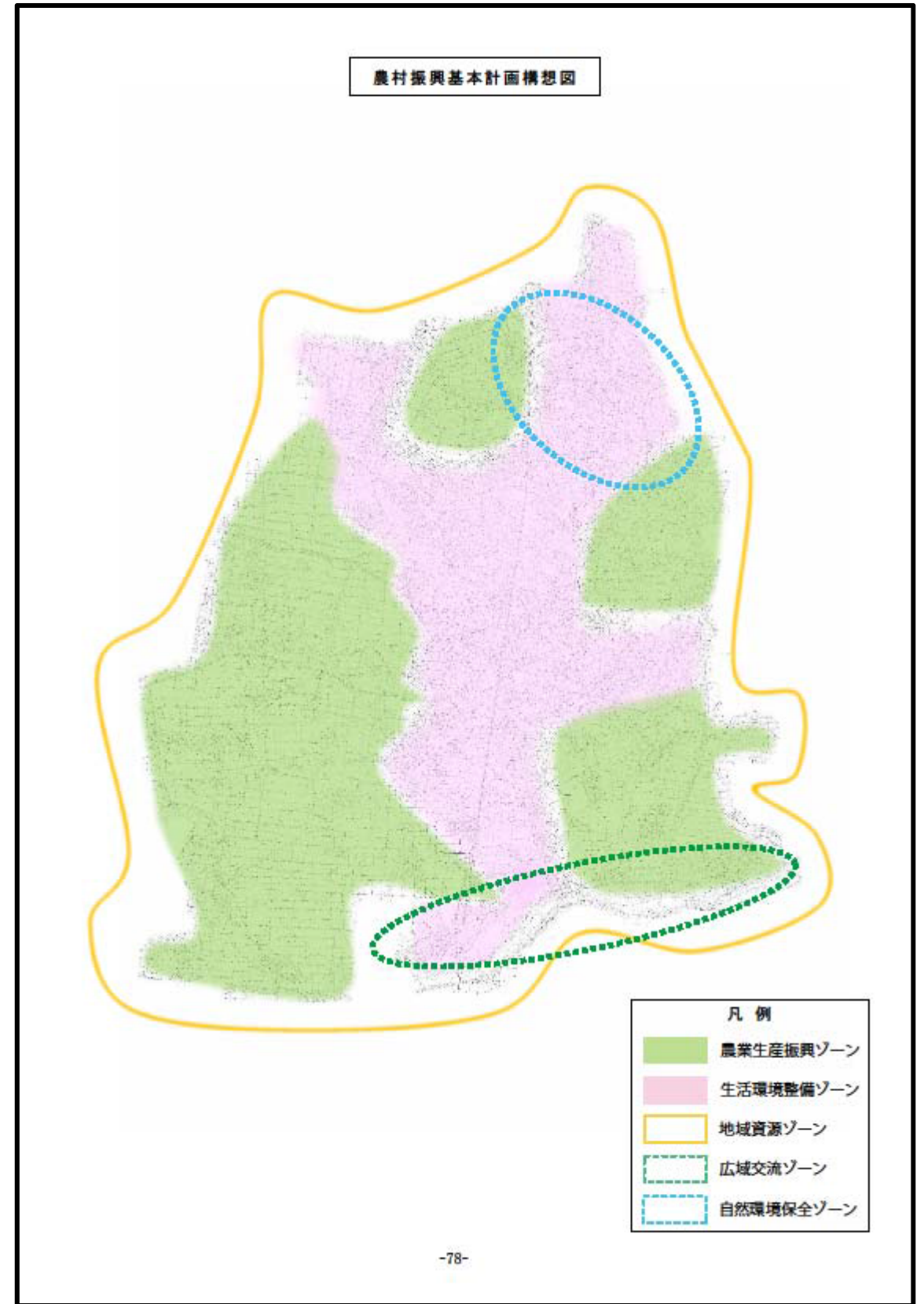
寄せられた意見と、それに対する市の方針を、一覧表にして掲載します。

No.	意見(要約)	内容(全文)	市の考え方
1	<p>「第3章 地域の将来像」</p> <p>本計画の計画期間について、国の通知と整合を図るために書きぶりを変更する方が適当でないか。</p>	<p>(P58の上から7行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『第六次筑後市総合計画』は、「基本構想」を令和2年度～8年度、「前期基本計画」を令和2年度～4年度を計画年次としている。本計画も令和2年度からが計画年次となることから、『第六次筑後市総合計画』の「基本構想」及び「前期基本計画」に則した農村地域の将来像及び農村振興のテーマを定めることとする。 ・一方、「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針の通知について（平成13年8月3日）」によれば、「地域の将来の望ましい姿について、将来像は、20～30年程度先の姿を想定した長期的なものとする。」となっている。 ・このように、農村振興計画における将来像は、計画策定年次の令和2年から20～30年程度先の姿を将来像とするのが適当であり、「筑後市総合計画における計画年次の考え方」と異なるのではないかと考える。 ・そのため、計画策定委員会の委員で協議して、国の通達と整合を図るために書きぶりを変更する方が適当でないか。 	<p>ご意見を踏まえ、筑後市農村振興基本計画策定委員会の中で再検討を行い、「第3章 地域の将来像 1. 地域の将来の望ましい姿」P.58を以下のとおり修正します。</p> <p>(P58 1行目～)</p> <p>基本計画の期間は、将来像は20年～30年を見通すこととされているが、「農村振興基本計画作成マニュアル」（平成23年2月）において、計画策定主体の地域の実情によって、将来像の計画期間を定めることが重要とされている。</p> <p>本市では、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、行政運営の指針として『第六次筑後市総合計画』を策定し、市民、議会、行政が共有する筑後市のまちづくりにおける最上位計画に位置づけている。</p> <p>第六次総合計画では、本市が目指す将来像などのまちづくりの方向性を示す「基本構想」、基本構想を踏まえて、中期的なまちづくりの方針を実現するための施策別計画を定める「基本計画」、基本計画の重点分野の目標を達成するため実施する具体的な事業展開のロードマップを定める「実施計画」の3層で構成されている。</p> <p>計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるとともに、一定の普遍的な視野に立ったものとするため7年間（令和2年度～8年度）としている。</p> <p>よって、本計画も本市の最上位計画である『第六次筑後市総合計画』に則した農村地域の将来像及び農村振興のテーマを定めることとする。</p> <p>なお、本計画期間についても、総合計画の計画期間同様に令和8年度までとする。</p>
2	<p>「第3章 地域の将来像」</p> <p>3. 農村振興の目標」</p> <p>本計画の目標年次について、国の通知と整合を図るために書きぶりを変更する方が適当でないか。</p>	<p>(P66の上から3行目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画による現在の実績に応じて、平成30年を現状値として、令和4年を目標値とする（目標値が累計の場合は令和2～4年）、となっている。 ・一方、「農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針の通知について（平成13年8月3日）」によれば、「農村振興の目標は、テーマ毎に期待されるおおむね10年後の目標を掲げる。」となっている。 ・このように、農村振興計画の計画策定年次を令和2年とすれば、目標年次は令和12年とするのが適当であり、令和4年と明記すると国の通達と矛盾が生じるのではないか。 ・そのため、計画策定委員会の委員で協議して、国の通達と整合を図るために書きぶりを変更する方が適当でないか。 	<p>ご意見を踏まえ、筑後市農村振興基本計画策定委員会の中で再検討を行い、「第3章 地域の将来像 3. 農村振興の目標」P.66を以下のとおり修正します。</p> <p>(P66 1行目～)</p> <p>テーマごとの農村振興に関する目標（指標）の具体的な目標値について、第六次筑後市総合計画（前期基本計画）に基づいて設定したものを以下に示す。</p> <p>なお、令和5年度以降の目標値については、第六次筑後市総合計画（後期基本計画）等で設定された目標値を本計画の目標値とする。</p>

No.	意見(要約)	内容(全文)	市の考え方
3	<p>「第3章 地域の将来像 2. 農村振興のテーマ 3. 地域特性を活かした活力あるまちづくり」</p> <p>筑後船小屋駅周辺の定住促進・地域活性化を施策として追加できないか。</p>	<p>(P64の「地域特性を活かした活力あるまちづくり」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P7に、平成23年3月、九州新幹線筑後船小屋駅が開業し、博多駅までの所要時間が24分になった、と明記してある。 ・せっかく新たに新幹線の駅が開業して福岡都市圏への通勤時間が改善されたのだから、P64の「地域特性を活かした活力あるまちづくり」の中に、「新幹線開業を契機とした新船小屋駅周辺の定住促進・地域活性化」を施策として追加できないか。 ・確かに周辺の土地は農振青地で「農振除外(農地転用)」が必要となり簡単にはいかないと思うが、「タマスタジアム」建設に当たり農地転用ができたように不可能ではないのでないか。 	<p>H23年3月に筑後広域公園内に九州新幹線筑後船小屋駅が開業し、その後九州芸文館やHAWKSベースボールパーク筑後が周辺に立地したことにより、九州新幹線及び在来線の乗降客数は着実に増加しています。</p> <p>筑後船小屋駅周辺の農地は、多くの土地が農振農用区域(青地)となっております。そのため、民間主導の早急な宅地開発が困難な状況となっております。</p> <p>筑後市都市計画マスタープランでは、広域交流拠点及び観光・レクリエーション拠점에定めており、都市計画部署と調整を図りながら、景観に配慮したゆとりある住居系市街地の形成など、計画的な土地利用を図る考えです。</p>
4	<p>「第5章 農村振興基本計画図」</p> <p>筑後船小屋駅周辺の農業生産振興ゾーンを生活環境整備ゾーンに変更できないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・また、新船小屋駅周辺を都市開発するため、本農村振興基本計画の「農業生産振興ゾーン」を一部変更して「生活環境整備ゾーン」に追加することができないか。 ・なお、新規移住を促進することにより、結果として農産物の販売促進・地域活性化が図られ、周辺の農村と共存できるのではないか。 ・定住促進を施策に明記していないのは、筑後川下流の事業完了後8年経過していないため農地転用が難しいと考えてあるためか、又は、民間会社にマンション建設・宅地開発等の需要がないからか。 	<p>現時点で、筑後船小屋駅周辺の農地は農振農用区域(青地)に指定されているため、生活環境整備ゾーンへの追加は困難な状況となっております。</p> <p>高齢化の進展や将来人口の減少が予想されるなか、全国的に拠点や公共交通軸を中核とした「集約型の都市づくり」への転換が推進されています。</p> <p>筑後市では、H31年度から筑後市立地適正化計画の策定に取り組んでおり、都市機能や居住を誘導すべき区域と、それらを結ぶ公共交通軸の沿線に緩やかな集約を図りながら、集約型の都市づくりを推進していく考えです。</p> <p>農業振興地域整備計画や都市計画等の関連する計画と調整を図りつつ、計画的な土地利用を推進していきます。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、筑後市農村振興基本計画策定委員会の中で再検討を行い、「第5章 農村振興基本計画構想図」P76及びP77を以下のとおり修正します。</p> <p>(P76 ゾーン追加)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>『広域交流ゾーン』</p> <p>筑後広域公園及び船小屋温泉を中心としたエリア。県南地域の玄関口として、矢部川流域の豊かな自然環境との調和を図りながら、歴史ある船小屋温泉や筑後広域公園の施設を活かした観光交流の促進を図る。</p> <p>〈<u>重点的に取り組む施策</u>〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光の振興 <p>『自然環境保全ゾーン』</p> <p>主に筑後北校区を対象としたエリア。豊かな自然資源の保全と有効利用を行い、自然とふれあう環境づくりを図る。</p> <p>〈<u>重点的に取り組む施策</u>〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業経営のための基盤づくり ●農村地域の防災整備の強化 ●公共施設の整備と保全 </div>

No.	意見(要約)	内容(全文)	市の考え方
-----	--------	--------	-------

(P77 ゾーン追加およびゾーニングの一部変更)



No.	意見(要約)	内容(全文)	市の考え方
5	<p>「第4章 施策の基本方針 1. 計画に係る地域の将来像 3. 地域特性を活かした活力あるまちづくり (2) 観光の振興」</p> <p>ハード施策に係る具体策が示されていない。 また、ソフト施策も従前の施策を掲載しているだけで、課題解決には更なる施策の拡充が必要でないか。 安い値段で通行できる交通手段の開発(往復ミニバスの設置、相乗りタクシーの推奨手法等)を検討するという施策を推進したらどうか。</p>	<p>(P71の下から5行目以降の「観光の振興」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P57の上から5行目以降に、 □恋のくに筑後としてのブランドイメージを周知し観光意欲度を高めていく必要がある。 □船小屋温泉郷、九州芸文館、久留米餅、農産物などの観光資源を活かした情報発信を行い、地域活性化を目指す必要がある。 □「ファーム本拠地と筑後船小屋駅を核とした広域連携による観光推進」の取り組みにあたっては、来訪者のニーズを踏まえて広域交流拠点としての機能を充実させる必要がある、と明記してある。 ・ しかし、P71の下から5行目以降に、施策を明示してあるがハード施策に係る具体策が示されていない。また、ソフト施策も従前の施策を掲載しているだけで、課題解決には更なる施策の拡充が必要でないか。 ・ 今、「恋の木神社」が若者に人気があるが、「恋の木神社」だけのために遠くから観光に来るのに、二の足を踏む若者が多いのではないか。1日かけて観光できるようなルートを開発・交通網の整備を図ればより観光の振興が図れるのではないか。確かにタクシーに乗れば簡単に行けるが、若者はそんなに裕福とは考えにくい。そのため、行政・民間連携で、恋の木神社～ホークスキャンプ巡り、恋の木神社～船小屋日帰り温泉などのルート開発や、それらを安い値段で通行できる交通手段の開発(往復ミニバスの設置、相乗りタクシーの推奨手法等)を検討するという施策を推進したらどうか。 	<p>筑後市は日本で唯一、恋命(コイノミコト)を御祭神とする恋木神社を有しており、「恋」をテーマとした「恋のくに～ひと想うまち 筑後～」をコンセプトに観光PRを行っています。</p> <p>市内には数多くの観光資源がありますが、特に、九州新幹線筑後船小屋駅の周辺に九州芸文館や恋ぼたる、HAWKS ベースボールパーク筑後が開業し、筑後市への観光入込客数の増加や「恋のくに」ブランドイメージは近年着実に上がっています。</p> <p>しかしながら、この観光資源を十分に活用できているとは言えず、施設の有効な活用が課題となっています。</p> <p>現在、第2次筑後市観光推進実施プランの実行に取り組んでおり、実施プランのハード施策につきましては、これまで主要幹線道路等を中心に観光案内サイン整備に取り組んできました。今後の当面の取り組みとしましては、ソフト施策を中心に既存の施設を活用した事業に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>ソフト事業につきましては5カ年計画の観光推進実施プランにより実施していくものやホークスファーム連携事業では毎年、事業計画を策定し実施していくものがございます。</p> <p>市内の観光地を周遊する際は、自家用車以外では観光協会が行っているレンタサイクル(羽犬塚駅前と筑後船小屋駅に拠点)を案内していますが、それ以外の観光向けの交通手段の整備は行なっておりません。今後は、現在、土日を中心としたタマスタでの試合の際に恋ぼたる～筑後船小屋駅間を運行しているシャトルバスを、市内の観光地の周遊を促すことができるようなルートの見直し等、できることから取り組みを進めたいと考えています。</p>
6	<p>「その他：筑後市農村振興基本計画の事務局」</p> <p>本計画の事務局を建設経済部、水路課が担っている理由は何か。</p>	<p>(筑後市農村振興基本計画の事務局について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後市農村振興基本計画策定委員会設置要綱によると、会長は建設経済部長、委員会の庶務は、建設経済部水路課となっている。 ・ 一方、農村振興基本計画の作成及び運用に係る基本指針の通知文は農林水産省が発出している。農村振興基本計画は農林水産省の所管であり、国土交通省の所管ではない。一般論として他の市町村では、事務局は農林水産の担当課が所掌している。 ・ 筑後市の場合、農林行政を専門にしている農林サイド部局が当該基本計画策定に係る会長及び事務局を担当していないのは、農林サイドが担当できない理由があるためか。 	<p>筑後市の行政組織として、建設経済部があり商工観光課、農政課、都市対策課、道路課、水路課、上下水道課で構成しています。</p> <p>農林水産省所管の業務については、建設経済部で所掌しており、農政課と水路課が担当課となっています。</p> <p>水路課は、筑後川下流土地改良事業に関すること、県営かんがい排水事業に関すること、水路やため池などの農業用排水施設に関すること、樋門、井堰等の水利施設に関すること、農業用水に関することなど、農林水産省所管の事務を主に所掌しています。</p> <p>このように、建設経済部及び水路課で農林水産省所管の事務を所掌していることから、当該基本計画策定委員会の会長及び庶務を担当しているところです。</p> <p>また、水路課が事務局を担当していますが、本計画の策定にあたっては、農政課や商工観光課をはじめ関係部局が共同して作業を進めてきたところです。</p>